

漢方薬・生薬認定薬剤師制度 実施要領

1. 目的

公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下「研修センター」という）および一般社団法人日本生薬学会（以下「生薬学会」という）により実施された「漢方薬・生薬研修会」を修了し、試問に合格した者を「漢方薬・生薬認定薬剤師」として認定する手続き等に関して定める。

2. 認定資格

- 1) 試問受験資格は、上記の研修会に参加し、原則として、出席率80%以上で薬用植物園実習レポートを提出した者とする。受験資格は受講修了後2ヵ年有効とする。
- 2) 試問の場所、期日等に関しては、研修センターが定め公表する。
- 3) 試問合格者には「合格通知」を発行する。合格通知の有効期間は1ヵ年とする。

3. 認定

- 1) 試問合格者で、漢方薬・生薬認定薬剤師として認定され「漢方薬・生薬認定薬剤師証」（以下「認定証」という）の交付を希望する者は、PECS（薬剤師研修・認定電子システム）から認定申請を行うものとする。
- 2) 認定の有効期間は、研修センターが申請内容を確認の上、認定を決定した日から3ヵ年とする。

4. 認定の更新

- 1) 認定の更新は次の方法による。

- ① 認定の有効期間である3年間に、漢方薬・生薬に関連する研修により、30単位以上取得すること。ただし、必須研修を10単位含むこと、漢方薬や生薬に関連する研修により毎年5単位以上取得することを条件とする。
- ② 上にいう必須研修とは、生薬学会が定め、かつ研修センターの「研修認定薬剤師制度」における研修開催申請を行った以下の研修をいう：

生薬学会および生薬学会支部（北海道・関東・関西）の主催研修、和漢医薬学会の主催研修、日本薬学会（年会、天然薬物の開発と応用シンポジウム、食品薬学シンポジウムのみ）、日本東洋医学会（学術総会、支部学術総会（支部会）のみ）、生薬学会が認めた研修

- ③ 単位基準、単位認定等は研修センターの研修認定薬剤師制度に準じる。
- ④ 令和4年4月1日以降の研修の記録は、PECS（薬剤師研修・認定電子システム）を利用する。ただし、それ以前のは、「漢方薬・生薬研修手帳」に受講シールを貼付し研修内容を記載する。

2) 更新手続き

更新に必要な単位を取得した者は、PECS（薬剤師研修・認定電子システム）から申請を行う。令和4年3月31日までの受講単位を利用する場合には、送信されたメールのプリントアウトと、その単位を貼付して必要事項を記載した「漢方薬・生薬研修手帳」を研修センターに送付する。研修センターは必要事項を確認の上、更新認定証を発行する。

5. 手数料

認定の審査料は、初回、更新とも税込22,000円（本体20,000円、税2,000円）とする。なお、再発行手数料は3,300円（本体3,000円、税300円）とする。

6. その他

本実施要領に規定されていない事項であって、本認定制度の実施上必要な事項については、研修認定薬剤師制度実施要領を適用する。

7. 改正手続き

本要領の改正は、漢方薬・生薬研修委員会の承認を要する。ただし、認定申請料等の改正は代表理事が行い、漢方薬・生薬研修委員会に報告する。

附 則 本実施要領は、令和5年4月1日より施行する。

実施要領改定経過

平成13年4月1日	設 定
平成14年4月1日	一部改定
平成15年4月1日	一部改定
平成19年4月1日	一部改定
平成20年7月1日	一部改定
平成21年4月1日	一部改定
平成23年5月1日	一部改定
平成24年4月1日	一部改定
平成24年9月1日	一部改定
平成26年4月1日	一部改定
平成27年4月1日	一部改定
令和元年8月1日	一部改定
令和元年10月1日	一部改定
令和4年4月1日	一部改定
令和4年7月1日	一部改定
令和5年4月1日	一部改定